

# 財団法人 首都高速道路技術センター寄附行為

## 第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、財団法人首都高速道路技術センターという。

(事 務 所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(目 的)

第 3 条 この法人は、首都高速道路事業により建設される高速道路及び駐車場その他の施設並びにこれらに関する道路（以下「道路等」という。）に関する技術について、総合的な調査、試験、研究及び開発を行うとともに、技術者の養成、首都高速道路事業への協力等を行うことにより、道路等の建設管理事業の発展と都市機能の維持及び増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 道路等に関する技術的な調査、試験、研究及び開発
- 二 道路等の建設管理に関して委託された点検調査、施工管理その他技術的なものに係る業務
- 三 道路等に関する技術資料の収集、解析及び提供
- 四 道路等の建設管理に携わる技術者の技術水準の向上等に資するための研修、講習会等の実施
- 五 その他この法人の目的達成に必要と認められる事業

## 第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第 5 条 この法人の資産は、その設立時の財産目録に記載された財産のほか、次の各号に掲げる収入によって生じた財産をもって構成する。

- 一 寄附金品収入
- 二 資産から生ずる収入

三 事業に伴う収入

四 その他の収入

(資産の種別)

第 6 条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

一 この法人の設立時の財産目録に基本財産として記載された財産

二 基本財産とすることを指定して寄附された財産

三 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第 7 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、理事会の議決により定める。

2 基本財産のうち、現金は、郵便局その他の信用ある金融機関に預け入れ、若しくは信託に付し、又は国債その他の安全と認められる有価証券に換えて保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第 8 条 基本財産は、処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事の3分の2以上の議決を経、かつ、国土交通大臣の承認を得て、その一部に限り、処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第 9 条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第 10 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 11 条 この法人の事業計画及び収支予算は、毎事業年度、理事会の議決により作成し、当該事業年度の開始前に、国土交通大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 この法人の収支予算が事業年度の開始前に成立しないときは、その成立するまでの間、前事業年度の収支予算の例により収入及び支出をするものとする。

3 前項の規定による収入及び支出は、当該事業年度の収支予算によってしたもののみ

なす。

(事業状況報告及び収支決算)

第 12 条 この法人の事業状況報告及び収支決算(財産目録及び貸借対照表を含む。)は、毎事業年度、理事会の議決により作成し、監事の監査を経て、当該事業年度の終了後 3 月以内に、国土交通大臣に提出しなければならない。

(剰余金の処分)

第 13 条 この法人の毎事業年度の決算により生じた剰余金は、理事会の議決により、その全部若しくは一部を基本財産に繰り入れ、又は運用財産として翌事業年度に繰り越すものとする。

### 第 3 章 役員、顧問及び参与

(役員の種類及び定数)

第 14 条 この法人に、次の役員を置く。

理事長	1 人
常務理事	3 人以内
理事(理事長及び常務理事を含む。)	5 人以上 9 人以内
監事	2 人以内

(役員を選任)

第 15 条 理事及び監事は、評議会において選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事の互選とする。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第 16 条 理事は、理事会の議決に基づいて業務を執行する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。
- 3 常務理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して業務を処理し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指名した順序により、その職務を代理し、又はその職務を行う。
- 4 監事は、民法第 59 条第 1 号から第 3 号までに規定する職務を行う。

(役員任期)

第 17 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は補充により就任した役員任期は、それぞれ前任者の残任期間又は現任者の残任期間に相当する期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでの間は、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第 18 条 役員が次のいずれかに該当する場合は、理事会において出席理事の 4 分の 3 以上の議決により、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき

二 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があるとき

(顧問及び参与)

第 19 条 この法人に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の議決により、理事長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の運営に関する事項について、理事長の諮問に応じて意見を述べる。

4 参与は、この法人の事務のうち、理事長が定める特定の事項を処理する。

5 顧問及び参与の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

## 第 4 章 理 事 会

(構成)

第 20 条 この法人に理事会を置き、理事をもって構成する。

(権能)

第 21 条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要事項を議決する。

(招集)

第 22 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が必要と認めた場合又は理事の 3 分の 1 以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は、速やかに理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、理事長は、理事に対して、会議の目的たる事項、日時及び場所を示して、開催日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

(議 長)

第 23 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定 足 数)

第 24 条 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第 25 条 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第 26 条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合、前2条の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。

(議 事 録)

第 27 条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 一 会議の目的たる事項、日時及び場所
- 二 理事の現在数
- 三 理事会に出席した理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- 四 議決事項
- 五 議事の経過、要領及び発言者の発言要旨
- 六 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席理事のうちからその理事会において選出された議事録署名人2人以上が署名捺印しなければならない。

## 第5章 評 議 会

(構 成)

第 28 条 この法人に評議会を置き、評議員10人以内をもって構成する。

(権 能)

第 29 条 評議会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要事項について、理事長の諮問に応じて審議する。

2 評議会は、前項の重要事項について、理事長に意見を述べることができる。

(評 議 員)

第 30 条 評議員は、理事会の議決を得て、理事長が委嘱する。

2 評議員は、役員と兼ねることができない。

3 評議員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠又は補充により就任した評議員の任期は、それぞれ前任者の残任期間又は現任者の残任期間に相当する期間とする。

(会 長)

第 31 条 評議会に会長1人を置き、評議員の互選により選任する。

2 会長の任期は、その選任された時から、その評議員としての任期が満了するまでの間とする。ただし、再任を妨げない。

3 会長は、評議会の議長となる。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ評議員のうちから指名した者が、その職務を代理し、又はその職務を行う。

(評議会の招集等)

第 32 条 評議会は、理事長から要請があったとき、又は会長が必要と認めたときに、会長が招集する。

2 第 22 条第 3 項及び第 24 条から第 27 条までの規定は、評議会の議事について準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」とあるのは「評議会」と、「理事長」とあるのは「会長」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替える。

## 第 6 章 事 務 局

(事 務 局)

第 33 条 この法人の事務を処理するため事務局を置き、所要の職員を置く。

2 事務局及び職員に関する事項は、理事長が理事会の議決を得て、別に定める。

## 第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第 34 条 この寄附行為は、理事会において理事の4分の3以上の議決を経、かつ、国土交通大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解散、残余財産の処分)

第 35 条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において理事の4分の3以上の議決を経、かつ、国土交通大臣の許可を受けて解散することができる。

2 解散のときに存する残余財産は、理事会の議決を経、かつ、国土交通大臣の許可を得て、この法人と類似の目的をもつ他の公益法人に寄附するものとする。

## 第8章 雑 則

(雑 則)

第 36 条 この寄附行為の施行に関して必要な事項は、理事長が、理事会の議決を得て、別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、この法人の設立許可のあった日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の事業年度は、第10条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和59年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第11条の規定にかかわらず、設立者の定めるところとする。
- 4 この法人の設立当初の役員は、第15条の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、昭和60年3月31日までとする。
- 5 この寄附行為に一部変更は、平成17年10月1日から施行する。